

住居確保給付金要件確認シート

R5.4.1

	要件	該当
1	離職等により経済的に困窮し、住宅喪失者、又は住居喪失のおそれがある。	
2-A	申請日において離職の日から2年以内である。(例外規定あり)	いずれか
2-B	本人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減収し、本人の就労の状況が離職または廃業の場合と同程度の状況にある。	
3-A	離職等の日において、その属する世帯の生計維持者であった。	いずれか
3-B	申請日の属する月において、その属する世帯の生計維持者である。	
4	申請月の世帯全員の収入合計額(公的給付を含む※児童手当等は除く)が下表の収入基準額以下である。 ※給与収入の場合、総支給額(交通費を除く)を指す。年金等は1か月分の額で算定。	

<収入合計額>

世帯人数	基準額		家賃額 (上限)		収入基準額 (上限)
1人	81,000 円	+	41,000 円	=	122,000 円
2人	123,000 円		49,000 円		172,000 円
3人	157,000 円		53,000 円		210,000 円
4人	194,000 円		53,000 円		247,000 円
5人	232,000 円		53,000 円		285,000 円
6人	269,000 円		57,000 円		326,000 円

5	申請日において、申請者及び申請者と生活を一つにしている同居の親族の預貯金の合計額が下表以下である。	
---	---	--

世帯人数	1人	2人	3人	4人以上
金融資産	486,000円	738,000円	942,000円	1,000,000円

6	公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。	
7	・公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。 ※上記2-Bに該当する場合で、自立に向けた活動を行うことが、自立の促進に資すると認める場合は、申請日の属する月から起算して3月間(延長した場合は6月間)に限り、当該活動を行うことをもって、求職活動に代えることができる。	
8	世帯に国の雇用施策による貸付や地方自治体等が実施する類似の給付金等を受給中の者がいないこと。	
9	世帯に暴力団員の者がいないこと。	
10	居住する住宅の賃貸借契約者は主たる生計維持者(=申請者)もしくは同居する同一世帯の者であること。	
その他	以前に住居確保給付金を受給していた場合でも、状況によっては再支給の可能性があります。再支給の要件をお問い合わせください。※上記の要件も満たす必要があります。	